

大豆共済



加入資格は…

大豆を5a以上栽培している生産者（作付けする全ての耕地を加入して下さい）

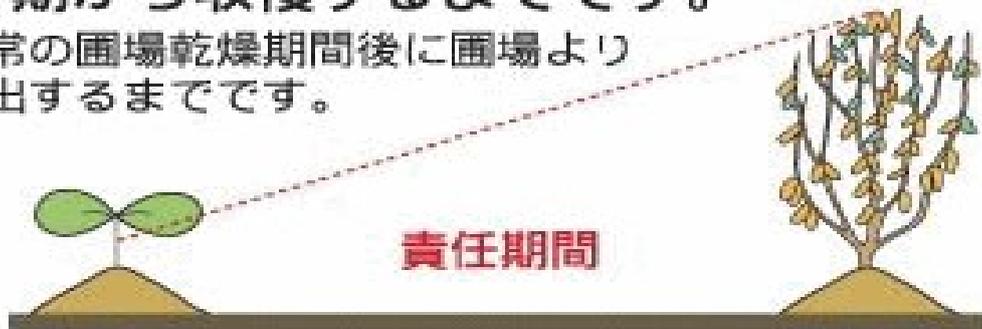
※ ただし、連作および捨て作りの耕地については加入できません。

また、枝豆等の未成熟で収穫される場合も加入できません。

補償期間は…

発芽期から収穫するまでです。

※ 通常の圃場乾燥期間後に圃場より搬出するまでです。



※ 梅雨時期の湿潤害等で発芽不良等があった場合には、播種可能期間であれば再播種をお願いします。

対象となる災害は…



自然災害、鳥獣害、病虫害、火災による大豆の減収を補償

※ 通常すべき管理や防除を怠ったときは、支払い対象となりません。

神奈川県農業共済組合

本所 伊勢原市上粕屋43-2
TEL0463-94-3211

北部出張所 相模原市緑区中野1681-1
TEL042-784-8500

加入方式は…

以下の加入方式からお選びいただけます。

一番のおすすめです!!

● 全相殺方式 生産者ごとに、最大9割補償

※ ほぼ全量をJA等に出荷し、収量を伝票等で把握できる(直近3か年分以上)生産者

(出荷先から、収量データの提供をいただきます)

または

確定申告時の決算資料(帳簿)により、収量を把握できる(直近3か年分以上)生産者が対象

(加入者から、決算資料の提供をいただきます)

農業者ごとに、対象となる災害が発生し、収穫量が9割を下回った場合に共済金をお支払いします。

(8割、7割を選択することもできます)

【10a当たりの目安】

・ 補償金額は … およそ 18,000 円

・ 掛金は … およそ 700 円

● 半相殺方式 生産者ごとに、最大8割補償

農業者ごとに、対象となる災害が発生し、収穫量が8割を下回った場合に共済金をお支払いします。

(7割、6割を選択することもできます)

【10a当たりの目安】

・ 補償金額は … およそ 14,000 円

・ 掛金は … およそ 600 円

● 地域インデックス方式 生産者ごとに、最大9割補償

※ 市町村単位の統計データに基づくため、一部エリアで被害の大きい耕地が発生しても

市町村の単位としては軽微な減収と算定される場合もあり、実際の耕地の被害割合に

応じた共済金のお支払いとならない場合が想定されます。

農業者ごとに、対象となる災害が発生し、統計データによる収穫量が9割を下回った場合に共済金を

お支払いします。

(8割、7割を選択することもできます)

【10a当たりの目安】

・ 補償金額は … およそ 18,000 円

・ 掛金は … およそ 600 円

補償金額、掛金は、交付金交付対象者、補償割合の選択、過去の出荷量、過去の被害率、耕地の市町村等により異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

対象となる災害が発生した場合は、必ず組合まで連絡をお願いいたします。
連絡が無い場合(被害の確認が出来ない場合)は、支払い対象となりません。